

区内飲食店の皆様へ

## 目黒区飲食店業態転換支援金のご案内

東京都の業態転換支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）に係る助成金を活用して、テイクアウト・宅配・移動販売を始める飲食店の皆様に、都の助成金の対象外となる経費を支援します。

### 申請期間

令和3年4月30日（金）～令和3年10月29日（金）（消印有効）

### 支援対象者

次の要件をすべて満たす区内飲食店

- ①目黒区内に主たる事業所又は住所を有する中小企業基本法第2条の規定による中小企業者（法人又は個人）で、区内飲食店の経営を事業として営む事業者であること
- ②（公財）東京都中小企業振興公社が実施する業態転換支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）に係る助成金の交付申請をしていること
- ③過去において、当事業の助成を受けていないこと
- ④大企業が実質的に経営に参画していないこと
- ⑤事業税及び住民税を滞納していないこと
- ⑥現に営業を継続していること
- ⑦目黒区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者がその経営に関与していないこと
- ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業等を営む事業者でないこと。
- ⑨その他区長が業態転換支援金を交付することが適当でないとする事業者でないこと

### 支援金対象費用等

（公財）東京都中小企業振興公社が実施する業態転換支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）において、助成対象外とされた経費

**支援金額** 1事業者1回限り 上限10万円  
※1千円未満は切り捨てとする。

### 申請及び問合せ先

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36  
目黒区民センター1階  
目黒区産業経済部産業経済・消費生活課 中小企業振興係  
電話 03-3711-1134（直通）

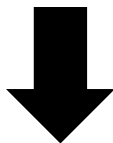
# 支援の手続と流れ

## 【申請時】

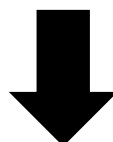
次の書類を提出してください。

### 1 支援申請（令和3年10月29日（金）まで）

- ①目黒区飲食店業態転換支援申請書
- ②公社に提出した業態転換支援事業交付申請書の写し
- ③公社に提出した申請書添付書類の写し
- ④（個人事業者）目黒区内に住所を有することを証明する住民票の写し  
(コピー可)



区から申請者に、申請資格確認通知書を送付



### 2 給付申請

公社から都助成金の助成金額確定通知書受領後に申請

- ①目黒区飲食店業態転換支援金給付申請書
- ②目黒区飲食店業態転換支援金給付請求書
- ③公社に提出した助成対象経費報告（実績報告）の写し
- ④公社から通知を受けた都助成金の交付決定の書面の写し
- ⑤公社から通知を受けた都助成金の助成金額確定の書面の写し

※①と②の用紙は申請資格確認通知書と一緒に郵送します。